

改正後	<p>第五十二条 削除</p>
改正前	<p>(不正輸出対策官) 第五十二条 警備局外事情報部外事課に、不正輸出対策官一人を置く。 2 不正輸出対策官は、命を受け、令第四十条第二号ロ及び第三号(令第四十条第二号ロに掲げる事務に係るものに限る。)に掲げる事務をつかさどる。</p>

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。